

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

万国津梁館

1. 万国津梁館におけるリスク評価

万国津梁館では、予め各催事の参加者、及び人数が特定され、その利用場所や利用時間についても、ほぼ限定されている為、万国津梁館では、催事ごとの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である飛沫感染と接触感染について、催事主催者（※1）及び参加者（※2）、又は従業員（※3）及び催事関連スタッフ（※4）の導線や接触等の視野に入れたリスク評価を行い、各リスク項目に応じた対策を講じる。

- ※1：催事主催者 ⇒ 催事の主催者（申込者/運営側/催事ホスト/新郎新婦等）
- ※2：参加者 ⇒ 催事の参加者（催事ゲスト）
- ※3：従業員 ⇒ 万国津梁館職員及び委託管理業者（常勤）
- ※4：催事関連スタッフ ⇒ 外注業者（ケータリング等ワンストップ手配業者等）

【飛沫感染】

- ・各会議場内 : 換気の状態・特定多数の利用者による混雑時の人と人との距離等
- ・パブリックエリア : 換気の状態・会場席次への配慮・催事挙行時の発言やエンターテイメント等、利用時の大きな声を出す場面の把握・利用者の入退場時の行列、混雑等
- ・バックヤード : 換気の状態・従業員、及び催事関連各スタッフ間のコミュニケーション時等

【接触感染】

- ・各会議場内 : ドアノブ・テーブル・椅子・マイク等器材全般・電源等
- ・パブリックエリア : ベンチ・エレベーターボタン・トイレ等
- ・バックヤード : ドアノブ・内線電話・エレベーターボタン・電源・器材（調理器材/陶器・銀器グラス備品）等

2. 感染防止対策

万国津梁館では、催事利用時における各状況（時系列別）に応じて、施設内の感染防止対策を主たる感染経路別（接触感染、飛沫感染）に下記の通り定めるものとする。

(1) 催事主催者への依頼事項

- ア 万国津梁館の利用に際し、予め催事主催者及び参加者に対して、本ガイドラインの周知徹底と各催事の特성에応じた感染予防策への協力を前提条件に、施設利用申請の許可を行うものとする。
- イ 催事主催者は、催事関係者全員の健康管理を徹底し、発熱等(37.5℃以上)の症状がある場合は催事運営に従事させないこと。
- ウ 催事主催者は、催事開催の全日を通じて、参加者の入場前の検温を実施すること。
- エ 催事主催者は予め、体温計、マスク、その他感染予防策に必要な備品を用意すること。
- オ 催事主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、感染ルート拡大防止の為、催事後も参加者の所在（住所/氏名/連絡先）を追跡出来るような仕組みによる催事運営を行うこと。又、この場合の個人情報の取扱いは、法令遵守とともに名簿等の適切な管理を徹底すること。
- カ 下記の項目に該当する方の会議施設（万国津梁館）の利用・来館は原則、ご遠慮いただきます。
 - ① 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある場合、又は同居家族や身近な知人等に感染が疑われる方がいる場合。
 - ② 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航履歴がある場合、又は同該当者との濃厚接触がある場合。
 - ③ 発熱（37.5℃以上）や咳、咽頭痛等、風邪の症状のある場合。
 - ④ 催事主催者及び参加者がマスク着用、及び手指消毒していない場合。

(2) 万国津梁館従業員、及び催事関連スタッフの遵守事項

- ア 従業員及び催事関連スタッフは、始業前及び実務開始前の検温・体調確認を徹底し、体調不良者については、他者と接触することの無いよう配慮し、速やかに自宅療養等の措置を講じること。
- イ 従業員及び催事関連スタッフは、始業前及び実務開始前に手洗い及び手指消毒を徹底して行うこと。
- ウ 従業員及び催事関連スタッフは、マスク着用にて業務を行うこと。
- エ 下記の項目に該当する従業員及び催事関連スタッフの万国津梁館への入館は禁止とする。
 - ① 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある場合、又は同居家族や身近な知人等に感染が疑われる方がいる場合。
 - ② 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航履歴がある場合、又は同該当者との濃厚接触がある場合。
 - ③ 発熱（37.5℃以上）や咳、咽頭痛等、風邪の症状のある場合。
 - ④ 従業員及び催事に係る関連スタッフがマスク着用、及び手指消毒していない場合。

(3) 基本的な感染対策（対象者：青字表記）

ア 催事開催前（施設の予約時（会場押さえ）/事前準備等）

【飛沫感染対策として】

- ① 使用する施設規模は、催事参加者数に対して、出来るだけ広めの会場を手配する。
- ② 利用者の一時的な密集を回避する為、受付及び入場時間に余裕をもたせた催事スケジュールを組む。

【接触感染対策として】

- ① 施設・設備・物品等の清掃・消毒の徹底。

A：施設全体においては、不特定多数が触れる可能性のある箇所（扉、ドアノブ、手すり、エレベーターボタン、テーブル、椅子、ソファ、トイレ（ドアノブ/便器レバー、蛇口/手洗いシンク）等）は始業前に高濃度エタノール、又はその他の消毒剤を用いて清掃し、催事開催日においては、定期的に巡回清掃、及び消毒を行う。

B：使用する会場については、使用前と後で都度、高頻度で接触する箇所（テーブル、椅子、音響機器（マイク/プロジェクター等）、パントリー内（各厨房機器）等）は高濃度エタノール、又はその他の消毒剤を用いて消毒を行う。

イ 施設への入退場時

【飛沫感染対策として】

- ① 発熱（37.5℃以上）や咳、咽頭痛などの症状がある者は、原則として入場を禁止すること。
- ② 原則、入退場時は催事主催者、及び参加者、又は従業員及び催事関連スタッフもマスク着用すること。
- ③ 催事利用者の来場時間を予め把握し、利用者が密とならないよう、係員による誘導等を行うこと。（例：入場時に利用者を施設の外（屋外）にて待機させ（※5）、入退場時の誘導は3～5名程度ごとに行う等）

※5：「利用者を待機させる場合」は、すくなくとも1m以上（可能なら1.5m以上）の間隔で待機位置を床表示し、利用者をその位置に並ばせ、適切に誘導する。

- ④ 入場整理の案内員（基本的に催事主催者が配置）を屋内外に配置し混乱と密集を回避する。
- ⑤ 受付では、アクリル板や透明ビニール等で遮蔽し、対面での開放箇所は受付に要する手元部分のみとするなど工夫する。

【接触感染対策として】

- ① 施設内の複数箇所（パブリックエリア/会場出入口/厨房内）に手指消毒剤を設置すること。
- ② トイレ内には、ペーパータオル、液体せっけん、手指消毒剤を設置する。
- ③ 特に大人数と接する機会の多い催事における受付担当者は、入念な接触感染防止策を講じて業務にあたること。（例：手指の直接回避の為、ビニール手袋を着用する。/芳名帳等の受付時の用紙記名においては、都度、各者の手指や備品を消毒しながら行う等）

ウ 施設利用時

【飛沫感染対策として】

- ① 施設内の換気の徹底（※6）。

※6：使用する施設は、常時換気扇を作動させるとともに、2か所以上の窓（排煙窓含む）又は扉を開放し換気の徹底を図る。

- ② 使用する施設規模は催事参加者数に対して、出来るだけ広めの会場を手配し、席の間隔は飛沫感染が防げる十分な間隔（※7）をあけること（※8）。又、必要に応じて入場制限や座席間にパーティションを設けること。

※7：「十分な間隔」とは、1m以上を目安とし、少なくとも隣の席とは1席分の間隔をあけることをいう。

※8：着席による催事は可能な限り、隣席との間隔を開けるとともに、対面とならない配席を工夫する。

- ③ 飲食を伴う催事では、提供する料理は個人盛り（コース料理/弁当）を推奨し、大皿盛り及び、ピュッフェ形式については、従業員（調理スタッフ等）の取り分けによる料理の提供方法のみとする。
- ④ 余興やエンターテイメントを伴う催事では、催事列席者と十分な間隔を保ち、大声を発する余興等については、原則、ご遠慮いただく。
- ⑤ 当面の間、催事中における大声の発声、歌唱、声援、至近距離での会話を回避できる施設利用を推奨する。
- ⑥ 写真撮影時、集合写真の場合は、利用者には直前までマスクを着用し、会話を控えてもらうこと、又、スナップ撮影時は密集とならない配置とする。

【接触感染対策として】

- ① 全催事関係者（催事主催者/参加者/従業員/催事関連スタッフ等）に対するマスク着用及び手指消毒の周知。
- ② 使用器材の使用前後の消毒、洗浄の徹底（※特にマイクは、使用の都度、消毒又は差し替え）を行うこと。
- ③ 利用会場のドアの開閉は、原則として手袋着用のうえ行うこと。
- ④ 飲食を伴う催事では、食器（お皿、カトラリー、グラス等）の使用について、他者と接触する可能性のある行為（食器等の共有、お酌、回し飲み等）は原則、禁止とする。
- ⑤ トイレ使用後は、蓋を閉じて汚物を流すよう表示すること。
- ⑥ 催事中のゴミ処理について、鼻水、唾液等が付着したゴミは、ビニール袋に入れて密閉し、処分すること（マスク・手袋等の使用後も同様）、処理後は石鹸と流水による手洗いと手指消毒を行う。

3. その他の対策について

(1) 催事主催者との打ち合せ方法について

- ア ゲストの要望によりオンラインでの打ち合せが可能な環境を整えること
- イ 面談による打ち合せでは、打ち合せ室をアクリル板や透明ビニール等で遮蔽し、対面での開放箇所は手元部分のみとするなど工夫する。

(2) 施設内にて感染が発生した場合について

- ア 沖縄県や保健所、及び関連機関・部署へ速やかな報告をする。
- イ 感染者が従業員の場合、就業禁止とし、保健所の指示に基づいて、当該従業員の濃厚接触者を特定し、自宅静養を指示する。
- ウ 保健所の指示に基づいて、施設内の全館消毒（専門業者委託）を実施する。
- エ 感染者が従業員の場合、職場復帰は保健所、主治医の指示に従う。但し、復職後4週間はマスク着用と毎日、検温や症状の有無等、体調管理シートの記入を義務付け、その内容を所属長を介して、沖縄県を始め関係機関へ行う。
- オ 感染発生後の施設営業の継続、再開、又は報道機関等への対応については、沖縄県を始め、保健所や関係部署（弊社役員、産業医）の意見等に基づいて決定する。

(3) 同ガイドラインは、会議施設運営に係る全ての関係機関、及びパートナー企業、納入業者にも情報開示を行い、予め、準拠を求めること。

以上